

岡山県アルコール健康障害対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 アルコール健康障害対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県アルコール健康障害対策連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項に関する意見交換を行うものとする。

- (1) 県のアルコール健康障害対策に関する計画の策定及び変更
- (2) その他アルコール健康障害対策に関する施策の計画的な推進

(組織)

第3条 会議は、委員18名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療関係者、当事者又はその家族、事業者、行政職員、教育及び警察関係者のうちから知事が任命する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、岡山県保健医療部健康推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。